

六 児童虐待防止に関する事項

二 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、母子保健法、母子及び寡婦福祉法、民法、家事審判法その他関係各法について所要の改正を行うものとすること。

(一) 第29条に基づく立入調査に關し、都道府県知事が当該事務を委嘱できる者に警察官を加えること。

(二) 第28条に基づく家庭裁判所に対する児童福祉施設入所の承認を求める審判申立ての要件から、「著しく」の文言を削除し、その要件の緩和を図るものとすること。

(三) 保護者がその児童を虐待し、その監護を怠り、その他保護者に監護させることができることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、市町村長は家庭裁判所に対し親権停止の宣告の請求を行ふことができるものとすること。また、家庭裁判所は、親権停止中の親権者に対して指導命令を出すことができることとすること。さらに、これに從わない場合には、

(四) 家庭裁判所の親権喪失宣告請求ができるものとすること。

また、保護者及び市町村長は、当該入所決定の取消し申立てを行うことができるものとすること。さらに、本審判による入所決定にあわせて親権者の親権停止が行われた場合においては、家庭裁判所がおおむね6か月ごとに児童の親権者の親権回復について、親権者の改善度及び児童の状況を斟酌しつつ審判を行うものとすること。その際、親権者及び児童の意見を聴取しこれを考慮しなければならないものとすること。

(五) 親権者に児童の居所を開示しない旨の審判を請求することができるものとすること。

(六) (三)～(五)の事務については、当分の間、児童相談所を設置しない市町村にあっては、当該事務を当該市町村を管轄する都道府県の児童相談所に委託することができることとする。

七 児童の健全育成に関する事項

- 1 本法その他関連法において法定化されていない児童福祉関連施設に関する事項
 - (一) 6人以上の児童を入れ所させる本法その他の関連法において法定化されていない児童福祉関連施設について、その運営基準を定め、行政庁に対し届出義務を課すこと。

第三 施行期日等

- 1 この法律は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行するものとすること。ただし、〇〇については平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行するものとすること。

三 その他所要の改正を行うものとすること。

附記

本要綱試案（第一次版）作成途上に、少年法改正や障害福祉サービス法案（仮称）の制定などが決定した。いわゆる三位一体改革における児童家庭福祉財源のあり方も検討されていいる。事態は急速に変わらうとしており、検討の途上である本試案を取えて公表することにより、次世代育成支援・児童家庭福祉改革論議の一助となれば幸甚に思う。とともに、本試案をもとに、著者が主任研究者を務める研究班において、さらに詳細な検討を続けていく予定であることを附記しておきたい（2004年10月末日）。

註

- 1) 柏女豊峰・網野武博・山本真美・林茂男『児童福祉法の改正をめぐって－次なる改正に向けての課題－』日本子ども家庭総合研究所 1997
- 2) 柏女豊峰ほか「子ども家庭相談体制のあり方に對する総合的考察」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第39集 日本子ども家庭総合研究所 2003
- 3) 柏女豊峰ほか「次世代育成支援・子ども家庭福祉制度体系再構築のための論点」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第40集 日本子ども家庭心理学 第4巻第5号 金剛出版 2004
- 4) 柏女豊峰「子育て支援と行政の取り組み」『臨床心理学』第40集 日本子ども家庭総合研究所 2004
- 5) ここにいう「障害」とは障害者基本法、児童福祉法及び児童等の表現を用いることとする。
- 6) 利用者負担のあり方で応能負担とするか底盤負担とするかについては、今回、判断を留保した児童家庭福祉制度に社会保険システムを導入するか否かによっても異なり、別途検討を要するが、これまで現状を踏襲して底盤負担を原則としている。
- 7) 「障害」児童家庭福祉施設については別途再編成を考慮することが必要であるが、本稿においては検討を行っていない。

参考文献

- 1) 柏女豊峰『児童福祉改革と実施体制』ミネルヴァ書房 1997
- 2) 柏女豊峰『現代児童福祉論』第6版 1誠信書房 2004
- 3) 網野武博『児童福祉学』中央法規出版 2002
- 4) 次世代育成支援システム研究会『社会連携による次世代育成支援』ぎょうせい 2003

Tentative Plan of an Amendment to the Child Welfare Law (1st edition) for the Restructuring of the Child and Family Welfare System

Reiho KASHIWAME

Since the enactment of the Child Welfare Law approximately 60 years ago, a large gap has emerged between the Child and Family Legal System and the present needs.

In order to address this problem, it is necessary to restructure the Child and Family Welfare System.

Therefore, this Tentative Plan of an Amendment to the Child Welfare Law (1st edition) was drawn up. This plan is intended to be used as a basis for future research.

次世代育成支援・子ども家庭福祉施策のゆくえ ～少子化対策から人間福祉への道のり～



滋慶大学総合福祉学部教授・日本子ども家庭総合研究所子ども家庭政策研究担当部長 柏文峰

少子化対策の動向

(1) 少子化対策の始まり

平成2年6月、平成元年の合計特殊出生率が統計史上最低を更新する1・57となつたことが公表されると、高齢化社会の基盤整備を進めるため、老人福祉法等の一部を改正する法律の審議中であった国会は大きなショックに見舞われた。これがいわゆる「1・57ショック」である。以後、子育ち・子育て支援施策は「少子化対策」として、いわゆる「年金・医療・介護」を下支えする施策としての歩みを始める。少子化対策は平成6年のエンゼルプランに結束し、さらに平成11年の新エンゼルプランへと引き継がれていく。

(2) 少子化対策の結果

少子化対策は、その性格上、いわゆる一般的な子どもの育ちや、一般的な家庭の子育てを応援し、さらに働き手を増やすことが主眼となつた。その結果、仕事と子育ての両立支援を図る社会資源であり、かつ、保育に欠ける子どもも

の福祉を図る児童福祉施設でもある保育所の利用希望の著しい増加、待機児童問題を招き、また、地域における連帯の希薄化といいまつて、家庭における子育ての閑塞化をもたらすことになつた。つまり、在宅介護を支援するサービスがないために特別養護老人ホームに利用希望が殺到した、かつての高齢者問題と同じ問題を「育児」も抱えることになつたのである。

その一方で、ひとり親家庭支援や子ども虐待、社会的養護、障害のある子どもの子育て支援など、いわゆる要支援家庭や要保護児童施策（以降「子ども家庭福祉」という）の計画的進展は遅れをとることとなつていつた。

次世代育成支援・子ども家庭福祉施策の展開

(1) 次世代育成支援施策の展開

こうした状況を受けて、平成15年から「次代を担う子どもやこれを育成する家庭を社会全体で支援する」と「次世代育成支援施策のあり方に關する研究会報告書」（平成

15年8月）を目的とする次世代育成支援施策が展開されることとなつた。つまり、高齢者対策において施設待機問題解決のために在宅福祉三本柱を法定化し、それを全自治体に計画的に拡充していくた政策を、保育所待機児童問題に援用することとしたのである。

平成15年改正児童福祉法は、子育ち・子育て支援のための在宅福祉三本柱を法定化し、次世代育成支援対策推進法はそれらを含む次世代育成支援施策の計画的推進を全自治体に求め、さらに、少子化社会対策基本法に基づき、これらの計画を後押しする国家計画であるいわゆる「子ども・子育て応援プラン」が平成16年末に策定されたのである。こうして次世代育成支援施策は、平成17年度から歩みを開始するとなる。

(2) 子ども家庭福祉施策の展開

一方、少子化対策から除外され、聖徳太子以来の施設でありながら遅れをとっていた要保護児童福祉を含む子ども家庭福祉施策も、ようやく独自の歩みを始める。その契機は、平成6年の子どもの権利条約の締結による子どもの権利への注目と、その後の児童虐待・配偶者暴力問題の社会問題化などである。

ひとり親家庭福祉施策は、配偶者暴力防止保護法の成立とともに平成14年に大きな制度改正が行われ、平成15年度から新たに展開されている。厚生労働省の「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、都道府県等において、ひとり親家庭の自立

促進計画も整備されつつある。

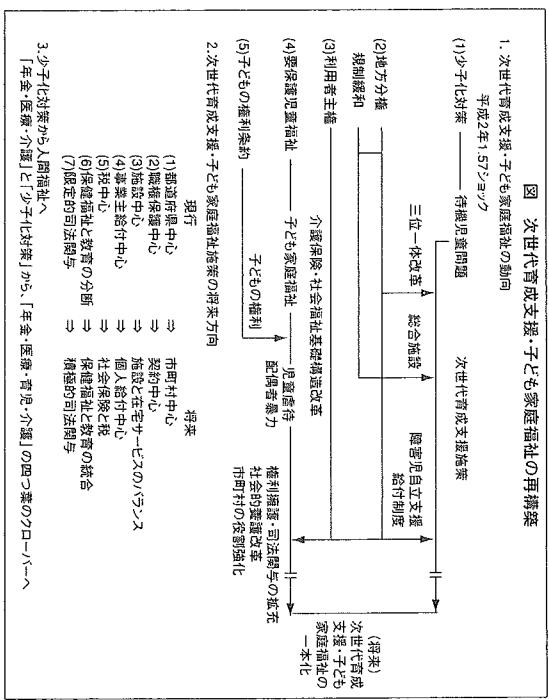
そして、最後に残された要保護児童福祉の推進が、いわゆる児童虐待防止法の成立とともに、平成16年に大きな改正を迎えるとなる。平成16年の改正児童福祉法は、要保護児童福祉における市町村の役割強化、社会的養護サービスの見直しと拡充、子どもの権利擁護のための司法関与の強化を盛り込み、これを「子ども・子育て応援プラン」が財政的に後押しするとなることとなつた。社会的養護を必要とする子どもたちのQOLの向上が、初めて国家計画に盛り込まれたのである。平成15年の配偶者特別控除の廃止に伴う財源の一部を、子ども家庭福祉に充当することができるたことも伏流となっている。

改正児童福祉法により、平成17年度から児童家庭相談が市町村において展開されるとなるため、厚生労働省からは「市町村児童家庭相談援助指針」も発出されている。「児童相談所運営指針」や「子ども虐待対応の手引き」も大幅に改訂された。自治体の要保護児童対策地域協議会も、法律では任意設置であるが、子ども・子育て応援プランでは5年後に全自治体設置という目標が掲げられている。こうして、子ども家庭福祉においても市町村重視、施策の計画的進展が始まるとしているのである。

(3) 次世代育成支援・子ども家庭福祉の一本化の兆し

このように、これまで別々の道を歩み、今なお市町村と都道府県に分断されている次世代育成支援施策、子ども家庭福祉施策に、ようやく市町村を中心とする計画的推進の

次曲代の音を支える



改中、④事業主給付中、⑤税中、⑥雇用福祉と教育支援の分野での活動である。また、米国のベクトルは比較的幅広いが、日本では、⑦運営組織と開拓事業との連携による開拓事業の実現が課題として俎上に載る。一方で、介護保険制度の問題と福祉社会問題の統合が社会保険が将来的な課題として俎上に載る。今、次世代育成支援に税により繋がれながら、これまでの、今、次世代育成支援

(2) 少子化対策から人間福祉へ
→四つ葉のクローバーヒしての福音
豊頭に迷入へ通り、少子化対策は、年金・医療・介護充実のため手段として出来た福音やみ。そして、現在おおむね、次世代育成支援・子ども家庭福祉事業はその水源となりはじめるのである。

①市町村、②契約中立会社、③福井県、④個人、⑤社会保険機関、⑥福井県教育委員会、⑦市町村中心、⑧福井市社会福祉協議会、⑨市町村、⑩福井県、⑪個人

(1) 次世代育成支援・子ども家庭福祉の再構築
 われわれがこれまで積み重ねた経験を踏まえ、次世代育成支援・子ども家庭福祉施策は平成17年度から新たな発展開拓を始めたところであるが、特にこれは、多くの課題を抱えての船出である。成人、特に高齢者の福祉施策からみた次世代育成支援・子ども家庭福祉施策の特徴は、①都道府県中心、②職能保護中心、③施

次世代育成支援。子ども家庭福祉施策のゆくへん
これまで分断されたりしてしまったのです。
じめの施設サービス利用のあり方から、障害があるかやつて
職業保護サービスの一本立てじめの方程式示されました。子
供法案に、障害児施設利用のあり方が専門個人診察システムと
改め、より導入された支援費制度改善する障害者自立支
援事業に、障害福祉サービスのシステム改革が盛り込まれ
ます。利用者主権の運動向から生じた社会福祉基盤構造

(2) 総合施設課が企画・運営する保育園事業が実現されたもの

一方、幼保一元化や規制緩和を水源にみつくり、もともと総合施設の水流も、次世代育成支援、子ども家庭福祉施設の保育福祉部局と教育委員会にて分断や隔たりが生じた。

しかも、保育所、幼稚園とともに事業者に対する援助補助負担金システムでありますことは同様であるが、幼稚園利用には契約システムでありますから、幼稚園利用には導入されてしまうのであるが、就学前保育、教育とともにシステムの補進が明確にならなかったのである。

(3) 営業者自立支援事業が企画・運営されたもの

次世代育成支援。子ども家庭福祉施策の分断化の流れがあつた。この流れは、家庭福祉施策に流れ込んだ水資源は、が国の同施策の特徴である。近年から今年までかけて、次世代育成支援。子ども家庭福祉施策から流れ込んだ水資源は、が国の同施策の特徴である。

(2) (主任研究者) 佐々木 実彦
補助研究者 (1) 佐々木 実彦

案 総試験要正改法構築のための児童福祉法

子ども家庭福祉研究部	柏女豊峰・蛭谷昌史 嘱託研究员	新保幸男（神奈川県立保健福祉大学）
子ども家庭福祉研究部	尾木まり（子どもの醸城研究所）	小林　理（東海大学）
上智大学大学院	齋藤　まゆみ 綿野　武博	上智大学大学院 小清水奈央 柏澤　一
上智大学大学院	奈良研修員	上智大学大学院 前田裕子・前田和也

四

時代のニーズに対応する児童家庭福祉制度の所構築のため、昨年度報告に基く論点を踏まえ、次年度は、本試験に基づき、有識者等に対するインタビュー調査を実施する。
次年度は、制度改正要綱試験を作成した。

Draft on the Outline of the Proposal Bill of Child Welfare Law for Restructuring Child and Family Welfare System

or restructuring the child and family welfare system to responding the needs of nowadays. The draft on the outline of the proposal bill of child welfare law is examined, through intensive discussion among authors, based on the issues presented in the previous paper. In the next FY, this paper will be re-examined to produce the final draft by interviewing with the learned men on child welfare.

Key word : Support Measures for Raising the Next Generation, Child and Family Welfare Service Provision, Child Guidance Center, Child Welfare Law

(2)児童福祉令体について検討を加えるが、今後必要だと考えられる「親権制度における公法(児童福祉法)と私法(民法)との統合」、「財産の相違とともになったとえは、育児支援法(社会保障財源)と児童福祉法(税財源)との二大体系化」といった論点については、仮定の議論があまりにも多くなり結論が得にくいため、本研究においては判断を留保したうえで検討を進めること。

(3)児童家庭福祉行政の実施主体については市町村を中心とし、サービス利用のあり方については、利用者と提供者が直接向き合う関係(たとえば支援費制度や介護保険制度)を軽本とすること。

研究

ノーマライゼーションの理念の進化、児童の権利に関する条約の締結、次世代育成支援の理念及びそれらにともなう施策や保護児童、ひとり親家庭福祉施設の展開、介護保険制度の見直し並びに支援費制度の導入とその後の障害福祉サービス改革等の政策動向、さらには、少子化、見前虐待、年少非行の社会問題化、育児の孤立化や、仕事と育児の両立困難等近年の児童や家庭を取り巻く環境の変化、児童家庭福祉問題の複雑化・多様化を踏まえ、二つと、施設体系の距離が日に近づく児童家庭福祉施設に、子育て家庭に対する施設の幅を充実し、もって児童家庭の家庭のウエルビーイングの一層の促進を図ることをめざと、児童福祉法の一部を改正する法律案を提出する」とを述べた。

三

(2) 小町村を中心とするサービス提供体制をめざす。
 (3) 福祉サービスの利用制限について、障害者福祉サービスにおける現行の利用制度である支援制度をテルとする。

(4) 利用できるサービスの規定に定めては、市町村レベルにおける協議会整備を基本とする。併せて、ケアマネジメントシステムの導入を検討する。

(5) 要扶養児童扶助の実施主体もできる限り市町村とし、子育ち・子育て支援サービスと要扶養児童扶助サービスとの連続性の確保をめざす。

(6) その場合において、児童相談所を設置しない市町村にあっては、当分の間、被扶養特等の保育児童の権利保護または家庭裁判所送致等について、当該市町村が属する都道府県の管轄児童相談所に当該事務を委託でいることとする。

(7) 社会的養護については、その小規模化、連続化、地域化を推進する。

(8) 児童虐待防止については、警察、司法の介入強化を図る。

(9) すべての就学前児童に、その年齢に応じ、単独で又は保護者とともに一定の保育時間を保障する基本保育制度の導入を図る。

3. 児童福祉法等の一部を改正する法律要綱草案作成上
 以上の前提条件
 本要綱草案を作成するうえで、前提条件としたことは以下の通りである。

(1) 理想的な児童福祉法を作成するではなく、現行の児童福祉法をベースとし、児童及び子育て家庭の現実、ニーズとの距離感を検討し、より現実的な改正案の作成に努めるること。

卷之三

1. 児童福祉法等の一部を改正する法律要綱試案作成上

3. 児童福祉法等の一部を改正する法律要綱案 次要
以上の前提条件、基本方針のもとで作成した第

細試案は以下のとおりである。

児童福祉法等の一部を改正する法律要綱試案

第一 改正の趣旨

少子化、児童虐待、年少非行の社会問題化、育児の孤立化や仕事と育児の両立困難等近年の児童や家庭を取り巻く環境の変化、児童家庭福祉問題の複雑化・多様化を踏まえ、ニーズと施設体系の乖離が目立つ児童家庭福祉施設の分権化・運営化・総合化を推進し充実を図ることに、子育て家庭に対しても施策の幅を拡充し、もって児童及び家庭のウエルビーイングの一層の促進を図るほか、所要の規定の整備を行うものとする。

第二 改正の要点

法律の題名等に関する事項

1 法律の題名等に関する事項
(一) 法律の題名を「児童福利法」から「児童家庭福祉法」に改めること。

(二) 「(一)にともない、「家庭」についての定義を設けること。

二 法律の目的及び理念に関する事項

1 児童の権利保護に関する事項

(一) 児童の生存、発達及び自立に関する固有の権利を積極的に保障する趣旨の条項を附加すること。
(二) 児童の最善の利益の優先に関する事項
(一) 児童の最善の利益がなにより優先されることを規定すること。

3 児童の育成責任に関する事項

(一) 父・母若しくは法定保護者は、児童を育成する第一義的責任を負うものとすること。
(二) 全ての国民は、児童を育成する家庭及び保護者を支援し、ともに育成する責任を行ふものとすること。
(三) 児童の保護、養護を決定するに際しては、保護者及び家族の希望を尊重し、合意、協力を得てとともに育成することに努めるものとすること。

4 児童の意見表明の保障とその尊重に関する事項

(一) 総則に、児童の意見表明の担保とその尊重規定を附加すること。

(二) 児童の児童福祉施設入所、施設等の福祉サービス利用の決定にあたっては、当該児童にその理由等について十分に説明し、意見を聴き、同意を得るよう努めるとともに、当該意見を尊重しなければならないものとすること。

(三) 児童の意見表明を保障する要件は政令で定めるものとすること。

5 児童の最善の利益の判断基準に関する事項

(一) 郡道府県、市町村が児童に対する福祉サービスについて決定する際には、「児童の趣が認め得る意見と感情、児童の身体的、心理的、教育的及び社会的ニーズ」、
「児童に対して与られた決定の結果、児童の状況の変化が児童に及ぼす影響、「児童の年齢、性別、背景その他」の特徴、「児童の受けた、あるいは受けつつある苦」、「児童に対して与られた決定の結果、児童を保護することとなるものが、児童のニーズを満たすことのできる可能性」を最大限考慮しなければならないものとすること。

三 実施体制に関する事項

1 「障害」の児童家庭福祉事務に関する事項

(一) 「障害」の関係施設への入所等に係る手続を郡道府県・指定都市に移譲すること。

(二) 身体障害児更生相談所及び知的障害児更生相談所、児童相談所、「障害」児部門を併設し、「障害者相談センター」を郡道府県・指定都市その他政令で定める市に設置するものとすること。

(三) 「障害」の医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判断を行う機関を、児童相談所から「障害者相談センター」に移管すること。

(四) 「障害」児であることかが確定していない場合、あるいは障害の程度が軽度であって障害を有しない児童と同等地に処遇することが児童の利益になると考へられる場合には、児童相談所でも対応できるものとすること。

2 児童の精神的・心身的・社会的・学習的・生活的等の問題に対する支援等に関する事項

(一) 市町村は、児童及び保護者に対する福祉に関する必要な情報提供、相談及び指導を行おなければならないものとすること。
(二) 市町村は、児童及びその保護者から求めがあったときは、必要に応じて、福祉サービスの利用について、あっせん又は調整を行ふとともに、指定児童居宅生活支援事業者及び指定児童福祉施設の長並びに養育家庭に対する利用の要請を行ふものとすること。

所の児童家庭福祉に関する業務を当該機関の業務とすること。また、当該業務の一環を民間に委託できるものとすること。さらに、これにともない、家庭教育相談室を廃止すること。なお、指定都市その他政令で定める市が設置する児童相談所は、当該機関となることができるこことすること。

(一) 市町村は、児童及び保護者が、指定児童居宅生活支援事業者から提供する児童居宅生活支援又は指定児童福祉施設等が提供する児童福祉施設支援又は養育家庭支援等を受けようとするときは、当該支援に要した費用について、支援費を支給することができること。

(二) 児童及び保護者は、支援を受けようとするとときは、市町村に申請しなければならないこと。

(三) 市町村は、(二)の申請がなされたときは、当該児童並びに保護者の状況について、第二、二の4の(一)に掲げる事項等を総合的に勘査してその要件の決定を行うこと。

(四) この場合には、市町村は、第二、二の3の(一)の児童家庭福祉対策地域協議会を活用しなければならないものとすること。また、児童の医学的、心理学的、教育学的及び精神保健上の判断等に伴いに児童の保健、保育的、社会的的等の援助を行なうことを児童相談所若しくは障害者相談センターに送致し、その判定の結果を考慮してサービスの決定を行わなければならないこと。

3 児童家庭福祉事務の市町村移譲に関する事項

(一) 児童福祉施設等への児童の入所支援・養育家庭における児童の支援等に係る事務を郡道府県・指定都市から市町村に移譲すること。

(二) 市町村は、市町村の児童保護の実施に關し、市町村相互間の連絡調整、技術的援助等の必要な援助を行なうものとすること。

(三) 市町村に児童家庭福祉対策地域協議会を設置すること。
(四) 市町村に児童家庭福祉事務執行機関がその事務を行ふものとすること。
(五) 2. の(一)の機関がその事務を行ふものとすること。

四 新しい利用制度に関する事項

1 市町村の精神健共・利用の調整等

(一) 市町村は、児童及び保護者に対する福祉に関する必要な情報提供、相談及び指導を行おなければならないものとすること。

(二) 市町村は、児童及びその保護者から求めがあったときは、必要に応じて、福祉サービスの利用について、あっせん又は調整を行ふとともに、指定児童居宅生活支援事業者及び指定児童福祉施設の長並びに養育家庭に対する利用の要請を行ふものとすること。

(三) 市町村は、児童居宅生活支援の支給決定を受けた児童及び保護者が、指定児童居宅生活支援及び児童居宅生活支援を受けた場合において、必要と認めるときには、これに要した費用について、特例児童居宅生活支援費を支給することができること。

(四) 市町村は、児童居宅生活支援の支給決定を受けた児童及び保護者が、指定児童居宅生活支援及び児童居宅生活支援を受けた場合において、必要と認めるときには、これに要した費用について、特例児童居宅生活支援費を支給することができること。

2 サービスの決定及び支援費の支給

児童福祉法上の福祉サービスであつて措置吏事務並びに保育の実施、助産の実施、母子保健の生活支援並びに児童福祉施設支援並びに児童家庭支援並びに養育家庭支援費(支給費)を支給する方式を導入するため、次のサービスの決定及び支援費の支給について規定するものとすること。

(一) 市町村に児童家庭問題に総合的に対応する機関を設けることとすること。これにともない、福社事務所について規定するものとすること。

(一) 市町村は、児童居宅生活支援並びに養育家庭支援費(支給費)を支給する方式を導入するため、次のサービスの決定及び支援費の支給について規定するものとすること。

(一) 市町村に児童居宅生活支援費(支給費)を支給する方式を導入するため、次のサービスの決定及び支援費の支給について規定するものとすること。

(一) 市町村に児童居宅生活支援費(支給費)を支給する方式を導入するため、次のサービスの決定及び支援費の支給について規定するものとすること。

(一) 6人以上の児童を入れさせて本法その他関連法において法活性化されていない児童福祉関連施設について、その運営基準を定め、行政方に於し届け出義務を課すこと。

第三 施行期日等

この法律は、平成〇〇年〇月〇日から施行するものとすること。ただし、〇〇については平成〇〇年〇月〇日から施行するものとすること。

一 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、母子保健法、母子及び寡婦福祉法、民法、家事審判法その他関係各法について所要の改正を行うものとすること。

二 その他所要の改正を行うものとすること。

N おわりに

本要綱試案作成途上においても、少年法改正法案や障害自立支援法並びにそれに伴う児童福祉法改正案などが国会において審議されている。後者の法案が成立すれば、措置制度は設けられるものの障害児施設入所決定に利用者とサービス提供者との直接向き合う関係が始まることとなり、児童関係のその他の分野のサービス利用のあり方にも影響を与えることが想定される。さらに、障害児童福祉サービス決定事務の市町村移譲も既にさきめられている。また、いわゆる三位一体改革、社会保険改革における児童家庭福祉財源のあり方も不透明さが大きまっている。こうした状況のなかで、当面の児童家庭福祉制度再構築の方向性について児童福祉法改正要綱試案が示すところでは、具体的性をもつて提示したものであり、今後の動向を踏まえて随時加算修正が行われていく可能性のものであることを附記しておきたい。

参考文献

- 1) 柏女靈峰・網野武博・山本真実・林茂男『児童福祉法の改正をめぐつて－次なる改正に向けての試案－』日本子ども家庭総合研究所紀要第39集 日本子ども家庭総合研究所 1997
- 2) 柏女靈峰ほか『次世代育成支援システムのあり方に関する総合的考察』『日本子ども家庭総合研究所紀要』第39集 日本子ども家庭総合研究所 2003
- 3) 柏女靈峰ほか「次世代育成支援・子ども家庭福祉制度の再構築のための論点」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第40集 日本子ども家庭総合研究所 2004
- 4) 柏女靈峰「子育て支援と行政の取り組み」『臨床心理学』第4巻第5号 金剛出版 2004
- 5) 柏女靈峰「児童家庭福祉制度再構築のための児童福祉法改正要綱試案（第一次版）」『筑波大学社会学部紀要』第39号 筑波大学社会学部 2005
- 6) ここにいって「障害」とは障害者基本法、児童障害者支援法その他の法律について「障害」という用語を用いる場合に、障害のある児童の表現のことになる。

要】 第40集 日本子ども家庭総合研究所 2004

4) 柏女靈峰「子育て支援と行政の取り組み」『臨床心理学』第4巻第5号 金剛出版 2004

5) 柏女靈峰「児童家庭福祉制度再構築のための児童福祉法改正要綱試案（第一次版）」『筑波大学社会学部紀要』第39号 筑波大学社会学部 2005

6) ここにいって「障害」とは障害者基本法、児童障害者支援法その他の法律について「障害」という用語を用いる場合に、障害のある児童の表現のことになる。

V 考察

本試案は、作成途上のものであり、研究会においては、まだ結論を見ていらない事項も含まれている。以下、1～6は、研究メンバーによる、試案に対するコメントであるが、これらを念頭におきながら、次年度においては、これらを念頭におきながら、次年度において試案の最終策定を行うこととした。

1 児童家庭福祉行政の地方間分権に関する考察

～本試案における児童家庭福祉対策地域協議会の検討を通して～

本試案では、第二の三の3に「児童家庭福祉事務の市町村協議に関する事項」として、市町村に「児童家庭福祉対策地域協議会」を設置することを掲げている。そして、この協議会の事務は、以下の機関が行う。第二の三の2において都道府県とすべきとの意見も強かつたがさらに、研究会においても意見の分かれどころであったが、ここでは、問題提起の意味合いを含めて提示しておくこととした。

⑨「障害・児童家庭福祉施設については別途再編成を考慮することが必要であるが、本稿においては検討を行っていない。⑩親養停止並びに喪失の宣告請求については、研究会協議において都道府県とすべきとの意見も強かつたがさらに検討を重ねることとし、ここでは、全体の整合性の観点から市町村としておくこととした。

～本試案における児童家庭福祉実施の検討～

1) 市町村の事業を都道府県の行政機関に委託することととした。

本試案は、こうした状況のなかで、当面の児童家庭福祉制度再構築の方向性について児童福祉法改正要綱試案が示すところでは、次つづけて示したものであり、今後の動向を踏まえて随時加算修正が行われていく可能性のものであることを附記しておきたい。

総合研究事業 子ども家庭福祉サービス供給体制のあり方に関する総合的研究

2) 柏女靈峰『現代児童福祉論（第6版）』誠信書房 2004

3) 網野武博『児童福祉学』中央法規出版 2002

4) 次世代育成支援システム研究会『社会連帯による次世代育成支援に向け』ぎょうせい 2003

5) 柏女靈峰ほか『厚生労働科学研究費補助金・子ども家庭

現代、児童福祉法の第25条の2において、市町村は「要保護児童対策地域協議会」を設置できる旨を規定し、さらには子ども「育てぬ娘プラン」において今後5年以内に全市町村に設置するという整備目標を掲げており、今後、全国の市町村が「要保護児童対策地域協議会」という協議会の組織を持つことになる。すなはち、この協議会をいかに活用するといつてよいであろう。

厚生労働省の調査によると、平成16年5月現在、児童虐待防止市町村ネットワークは全国の市町村のおよそ半数に整備されている。今後このネットワークが要保護児童対策地域協議会へと移行していく可能性が高いと考えられる。しかし、要保護児童対策地域協議会の対象となる「要保護児童」という表現は、前述の厚生労働省の調査で述べている「児童虐待防止以外の業務分野」の中で挙げている「児童虐待防止はじめ、非行処置、网吧児童接種、不登校等を指したものではないかと捉えられる。つまり、全ての子どもとその家庭を対象にしてはいけない。

まず、柏女霊峰は、児童福祉実施体制について歴史的検討の分析および新たな児童福祉問題の対応を考慮した場合の、児童家庭福祉行政実施体制論のための基本的視点として、①一体性、②専門性、③地域性、④公平性、⑤効率性、⑥一貫性、⑦介入性、⑧レバーチューリング、⑨地域性、⑩利便性を挙げている。

また、柏女霊峰は、これら10点の基本的視点の正当性ならびに整合性について検討・考慮することが必要と述べている。さらに、柏女霊峰による上述の調査のみならず複数の調査から、「子ども家庭福祉サービス供給体制論に当たっては、特に分権化に関しては、上記の視点のうち、「地域性」「利便性」「効率性」「専門性」の確保と立ち、整合性の担保が重要であることが指摘できる結果であった」と述べている。

この10の視点は、児童家庭福祉行政における地方間分権をめぐる都道府県と市町村の適切な役割分担、市町村の役割強化の可能性を考察する際、非常に重要な総合的視点と考えられる。

本試案の「児童家庭福祉対策地域協議会」は、全ての子どもとその家庭が対象であり、要保護児童のサービスと子育ち・子育て支援サービスとの連続性を図ることを見据えている。すなはち、この協議会を導入することによって、地域において全ての子どもが連続性をもって育まれることが保障される可能性があるということになる。

つまり、都道府県と市町村間、あるいは問題別に分断されながら実施されている現在の児童家庭福祉から、子どもが生き育まれる場所である市町村において、先述のように分断されることなく、連続性をもった新たな児童家庭福祉を実現することへの意図である。

今後、市町村が児童家庭福祉行政を第一義的に扱うため、児童家庭福祉問題を導入することによって、財政的支援以外に新たな課題を挙げる。

（1）児童福祉の継続の少なさに伴うノウハウの不十分さを補うこと。（2）児童家庭福祉専門職の調査研究を活用しないければならないこと。（3）児童家庭福祉専門職が少ない中での専門的援助力を大すること。（4）児童家庭福祉の経験の少なさに伴うノウハウの不十分さを補うこと。（5）児童家庭福祉サービスを効率的に実施する白樺の規模の確保であること。（6）市町村における児童家庭福祉が少ない中での専門的援助力を大すること。（7）児童家庭福祉の人事異動による専門的職員の離職性を補うこと。（8）児童家庭福祉サービスを効率的に実施する白樺の規模の確保であること。（9）児童家庭福祉行政の人事異動による専門的職員の離職性を補うこと。（10）児童家庭福祉の実効性を上げること、この6点である。

これらを達成していくために本試案の「児童家庭福祉対策地域協議会」の活用が有用ではないかと考えられる。

ただし、この協議会の活用にあたっては、以下の12の視点を考慮することが必要となる。

まず、柏女霊峰は、児童家庭福祉実施体制について歴史的検討の分析および新たな児童福祉問題の対応を考慮した場合の、児童家庭福祉行政実施体制論のための基本的視点として、①一体性、②専門性、③地域性、④公平性、⑤効率性、⑥一貫性、⑦介入性、⑧レバーチューリング、⑨地域性、⑩利便性を挙げている。

また、柏女霊峰は、これら10点の基本的視点の正当性ならびに整合性について検討・考慮することが必要と述べている。さらに、柏女霊峰による上述の調査のみならず複数の調査から、「子ども家庭福祉サービス供給体制論に当たっては、特に分権化に関しては、上記の視点のうち、「地域性」「利便性」「効率性」「専門性」の確

保と立ち、整合性の担保が重要であることが指摘できる結果であった」と述べている。

この10の視点は、児童家庭福祉行政における地方間分権をめぐる都道府県と市町村の適切な役割分担、市町村の役割強化の可能性を考察する際、非常に重要な総合的視点と考えられる。

さらに筆者は、市町村において児童福祉行政実施体制を整える意義として、また市町村における児童家庭福祉行政実施体制の作り方を考察する際の視点として、「実効性」と「機動性」を挙げておきたい。「実効性」とは、児童の最善の利益のために児童本へやその家族・関係機関にどれだけ働きかけることができるか、さらには児童の権利が守られるべきであるが、どのような制度・施策をどうぞけ迅速か、どうぞけ速い視点である。「機動性」とは、どれだけ迅速かつ細やかな支援を実施することができるか、という視点である。この2つの視点は、市町村において児童福祉行政を第一義的に担うことのメリットを表していることを付り加える。

児童家庭福祉対策地域協議会の活用は、児童家庭福祉行政の実施体制を都道府県から市町村へと移譲する可能性を多く含んでいると考えられる。相女の10の基本的視点と筆者の挙げた2つの視点から、市町村において児童家庭福祉行政実施体制を整備することのメリットやデメリットを考慮しながら、この協議会の活用によって新たな児童家庭福祉行政実施体制の在り方を探検すべきである。

今後の児童家庭福祉行政実施体制の地方間分権について、市町村における児童家庭福祉が策定地協議会の積極的な付加的活用によって、具体的な進展を期待できるといえよう。

引用文献

- 1) 柏女靈峰ほか(1998)「区市町村における児童家庭福祉行政と実施体制—児童育成計画及び児童家庭福祉行政事務移譲に関する意向調査を通じてー」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第34集 日本子ども家庭総合研究所、151-171。
 - 2) 柏女靈峰(2004)『現代児童福祉論 第6版』誠文堂新光房、109-110。
 - 3) 柏女靈峰(2001)『養護と保育の視点から考える子ども家庭福祉のゆくえ』中央法規、41-43。
- 参考文献
佐藤まゆみ 「今後の児童福祉行政実施体制の在り方にに関する研究～地方間分権に觸れる潮流の懸念、考察を通して～」『穀津社会福祉研究』第12号 穀津大学社会福祉学会近刊
(佐藤まゆみ)
- 2 基本保育について
本稿では、児童福祉法等一部改正要綱試案、2. 基本保育について

を限定的に指すものではなく、現在子育て支援サービスとしてとらえられている親子が他の親子と共に過ごすものも含まれる。

このことは保育士が法定化されたことにより、保育士の業務が「児童の保育」のみから「保護者への保育指導」も、保育の対象を「保育に欠ける子ども」から「保育を必要とする子ども」「すべての子ども」へと拡大するににつけてはほぼ合意が得られており、まだ家庭で子育てをしてほしい人が子育てしやすい環境を用意することの必要性も強調されており、「基本保育」として、すべての子どもに生前に応じて一定の保育時間を保障するという点についても、理解が得られやすいと考える。

次に、サービス提供者としては認可保育所がその中心となると考えられるが、一つの施設型だけでなく、幼稚園、つどいの広場などの親子が利用するのではなく、幼稚園なども同様にサービス提供者としているのである。そこでの子どもの過ごし方や設定されないない(保育所、幼稚園、交流の場の運営)、どれを利用するか選択が可能、③応急負担・同一料金という点においてである。現在は、その制度の中での規定に縛られているが、総合施設の実際の運用がその限りを動かすことか期待される。

財源の問題、適用及び評価システムの構築等、課題は山積しているが、保育システムの再構築に向けて歩を進めるべき時がきており、「基本保育」をその基本の方針にすることが適当であると考える。

文献

- 1) 柏女靈峰 「次世代育成支援と保育」 全国社会福祉協議会 2006
- 2) 柏女靈峰 (主任研究者)『子ども家庭福祉サービス供給体制のあり方にに関する総合的研究』厚生労働科学研究補助金子ども家庭総合研究事業 2005
- 3) 網野武博 『児童福祉学』 中央法規 2002 (尾木まり)

3 虐待防止施策及び社会的養護サービスのあり方と「試案」——「子どもの権利保護サービス」の性格付けの観点から

(1) 論点

「連の法改正及び「試案」においても、市町村の果たす役割が強調されている。しかし、少なくとも現状において、市町村に対する信頼はさして厚いものではない、技術的な課題については、厚生労働省の後方支援機能の強化と、市町村への権限付与と折衷的取扱いにより解決されるととも、やはり子育て支援サービスと、介入や調査

5 「障害」児関係福祉サービスの展開と実施における

論点一 試験における方向性と課題をを中心にして新じい制變をもつて市町村の情

市町村を小分けする体制の今後の検討課題は、利潤者と位置づけている。

平成17年4月1日より施行された。また障害者自立支援法の施行により、障害者自立支援法による支援が受けられるようになり、障害者自立支援法による支援が受けられるようになります。

の体調を具現化するということである。また、施設・半事業体系での見直しは、障害者基本法を

集体系の在籍率に基づいて、町内村単位にて厳しい評定がなされ、市町村間の調整や広域的な利用の円滑化の道しるべとなる。①障害者の福祉人として検討がすすめられている。

②障害者に対するサービスの一元化、③地域の社会資源を活用した地域支援、④公平なサービス利用のための規制緩和、⑤障害者に対する就労支援の充実等が挙げられる。

「試案」3の1では、(二) 障害児相談部門の再編と
障害児相談センターの設置 (三)

事業本拠地における制度の統一化、②児童の年齢別就学に対する移譲と障害児者の制度の一体化。

に明確で利用しやすいものとなること。(2)子どもと保護者へ統合的、継続的、安定的に関わっていく支障体制の確立へと向けて、(3)専門職と地域の社会資源との連携を強化して、(4)児童と家族との一体として対応する方向性ですぐに実現されることを目指す方針として提案されています。さらに、市町村単位の実施体制において課題となる市町村間の調整や広域的なサービス実施体制の可能性を標準するものである。

文献
1) 柏木靈峰(主任研究者)「子どもも家庭福祉サービス供給制のあり方に關する総合的研究」厚生労働省学研究費補助金子どもも家庭総合研究所事業 2005.

小林理・横山寛子・豊田耕恵・薗多祐祐・保健・医療福祉専門職の実態と課題：子どもの問題をかええぞ！
2家族をどうして分析』『東海大学健康科学部紀要』第1号 東海大学健康科学部 2005.31-38.
(小林理)

6 総括 要頃試案の最終算定に向けて
対する利用の仕組みへの対応が求められていく。「試案」
3の1では、(四)児童の状況にあわせた児童相談所の対
応において、障害児であることが確定しない場合、障害
の程度が軽度であつて鑑定を有しない場合と同等の処遇
が児童の外縁になどと考えられる場合の児童相談所の対
応による「児童暫帰帰法の改正をめぐって：次なる
改正に向けての試案」が提示されてから、8年が経過
した。その時点ではこれまで開拓的公提案であった「子
も家庭支援」の総合的視点、「子どもの福祉の利益」の見
地図

では、利活用者と事業主の役割が明確に区別されるべきである。一方で、制度の改善、政策の改革、改正を検討することが肝要である。

般社会で支援の余裕の問題を扱っていく議論となるであろう。

(3) 小括

現行の支授制度を中心とする地域の総合支援システムには、利用者(子ども、保護者)の相談からサービスへと、専門家連携体制における公的責任が明示している。専門家連携体制における公的責任を明らかにし、今後の検討をめているといえる。ここでは、とくに以下の二点に較り結語としている。

これまでの児童家庭福祉にかかる二つの施設系。これまでの児童家庭福祉にかかる二つの施設系。これまでの児童家庭福祉にかかる二つの施設系。

た家族が初期段階でどの窓山にたどりつきいかなる専門であり、その方向性はまだ恩賜及び家庭のウエルビー

分離化に關しては、社会福祉における他の分野と同様、今後すべての児童家庭福祉分野において市町村が主体となつて充実、強化を図ることについて、本研究グループにおいて何の異論もみられなかった。とりわけ現行児童福祉法の定める子保護兒童対策地域協議会をも包含するすべての児童と子育て家庭を視野に包み込んだ児童家庭福祉政策の設置とその適切な運用は、きめめて重要な方向である。しかししながら、本研究グループ内で必ずしも見解が一致しなかった議論があつた。それは、子どもの権利擁護に係る公的・私的・義務の位置づけである。

社会福祉における他の分野では、利用者の権利擁護や利用者主体の原則を重視することは、必然的に利用者の当事者能力の尊重、自則的自立と重なってきていた。しかし児童家庭福祉とりわけ児童福祉におけるこれらの原則の重視は、子どもという特性すなむち、利用者としての当事者能力に限界があること、自則的自立よりも依存的自立を必要とするから、社会福祉全般の動向や方向性と一緒にした制度や施設の展開を図ることについては、強調でなければならぬ。この特徴こそが、児童家庭福祉において子どもの権利擁護、権利保障にあたって私的責任自則、社会的責任(共則)、公的責任(公則)の均衡ある体系が求められる所以である。改正の要点一、二、(一)、(二)、(三)及び(四)に示されているように、自助、互助、公則の体系化、そして公則にあたっての児童・保護者の意見・意向の尊重は、その基本線である。

しかし、これまでのウェルフェアを根本とする児童福祉施設には、国家責任としてのパラーナリズムが制御、実施に色濃く反映していた。具体的には、この試案においても児童虐待に対する懲罰的対応の拡大である。そのおいては、児童家庭福祉における児童虐待を防ぐことは、児童虐待の発生を防ぐことと密接に関連しているとともに、分離化によるきめ細かいニーズに対応する体制の確立にあり、さらにサービスのメニュー・バリエーションを広げ、公助とともに自助の体制を整備し強化することにある。これらの方針は、研究グループとしても共有する重要な観点であり、試案に含まれる諸施設や事業の制度化と有効な運用が期待されるものが多く含められている。

介入という手法でこのパラーナリズムに基づく行政や司法、義務と保護者・保護者、社会、市民、国民の権利、義務等で二つの対立するような場合などに、公的の力を多く含めている。

四一、二及び三に示す居宅支援、施設支援、養育家庭支援の総体や、五一、一、2、3及び4は、単に公助の体制を強化するだけではなく、子ども家庭福祉の運営を総合化、地域化、小規模化を社会的責任の下で公助の体制を整備強化し、すべての子育て家庭を視野にいたした体制を確立するためには、市町村を核として地域社会、多様な法人、民間団体の活性化が不可欠である。とりわけ児童虐待への対応はいってもなれば、子どもの権利擁護が重視するすべての就学前児童とそ

の児童に対する保護者の具体的展開に関する今後の検討は、新たな公助の仕組みを構築する上でも重要な課題である。

また、これら幅広い児童家庭福祉施策の新たな展開に関しては、まだ開拓途上、試行途上にあると受け止められたが、今後はお議論を重ねるべき課題が多く、まだ共通の結論には至っていない。

とくに今後検討すべき重要な課題として、公的責任行使の体系に関する議論に加え、①市町村における子育て支援サービスと要保護児童扶助サービスとの連続性②国及び都道府県・市町村の責任とくに法令・条例・財源・負担・補助③市町村における児童相談所設置義務の問題と司法との連携・協働をあげておきたい。これら行政と司法との連携・協働をあげておきたい。この問題は深くかかわる市町村相談業務体制と都道府県・指定都市の連携の確実に図する課題については、障害者自立支援法の成立により、ここに提示されている児童家庭福祉制度、税制改修も視野に入れる必要が生じてきている。從来の児童相談所体系に限らず、公的責任行使する観点として児童家庭福祉センターを都道府県・指定都市乃至市町村に独立設置する可能性についても検討する必要があると考える。次年度の検討課題として指摘しておきた

い。

(2) 児童家庭福祉における社会的責任、共助の体制 改正要綱試案が前記案からさらに進展した内容として特徴づけられるものは、従来の、自則を前提とし自助に立脚する行政が、児童家庭福祉に公助が機能するシステムからの脱皮であり、児童及び子育て家庭のユエルビングにかかるニーズへの制約的及び施設的拡大である。その特徴は、制度や施設の進化化、総合化とも深く関連しているとともに、分離化によるきめ細かいメニュー・バリエーションを広げ、公助とともに自助の体制を整備し強化することにある。これらの方針は、研究グループとしても共有する重要な観点であり、試案に含まれる諸施設や事業の制度化と有効な運用が期待されるものを多く含めている。

以上、いくつかの前提条件を設定しつつ、昨年度報告の論点を踏まえた児童家庭福祉制度再構築のための現時点における児童福祉法改正要綱試案を主任研究者である柏木が提示し、あわせて、協力研究者から個別の領域に係る見解や論点を提示してきた。

そのなかには、いわゆる親権の制限による実施主体等、試案検討段階では十分な合意が得られなかった事項や、サービス供給主体の多様化や児童健全育成に係る制度、児童の権利擁護に係る事項など、十分な検討がなされてこなかった課題も提示されている。また、現実的な試案の検討を進めるつも、そこに通底する原理をしっかりと確認しておくことも必要である。

今後は、こうした想点を踏まえ、本試案を改良しつつ

VI 結語

(綱理・武博)

以上、いくつかの前提条件を設定しつつ、昨年度報告の論点を踏まえた児童家庭福祉制度再構築のための現時点における児童福祉法改正要綱試案を主任研究者である柏木が提示し、あわせて、協力研究者から個別の領域に係る見解や論点を提示してきた。

そのなかには、いわゆる親権の制限による実施主体等、試案検討段階では十分な合意が得られなかった事項や、サービス供給主体の多様化や児童健全育成に係る制度、児童の権利擁護に係る事項など、十分な検討がなされてこなかった課題も提示されている。また、現実的な試案の検討を進めるつも、そこに通底する原理をしっかりと確認しておくことも必要である。

今後は、こうした想点を踏まえ、本試案を改良しつつ

次世代育成支援の動向と保育の 課題

柏女 霊峰 ⑥法医学教授・日本子ども家庭総合研究所子ども家庭政策研究担当部長

I 次世代育成支援施策の動向

1 少子化対策がもたらしたもの

(1) 少子化対策のはじまり

1990（平成2）年6月、1989（平成元）年の合計特殊出生率が統計史上最低を更新する1.57となったことが公表されると、高齢化社会の基盤整備を進める老人福祉法等の一部を改正する法律の審議中であつた国会は大きなショックに見舞われた。これがいわゆる「1.57ショック」である。

以後、子育ち・子育て支援施策は「少子化対策」として、いわゆる「年金・医療・介護」を下支えする施策としての歩みをはじめめる。少子化対策は、1994（平成6）年のエンゼルプランに結実し、さらに1999（平成11）年の新エンゼルプランへと引き継がれていく。

(2) 少子化対策の結果

少子化対策は、その性格上、いわゆる一般的な子どもの育ちを応援し、一般的な家庭の子育てを応援し、さらに働き手を増やすことが主眼となつた。その結果、仕事と子育ての両立支援を図る社会資源であり、かつ、保育に欠ける子どもの福祉を図る児童福祉施設である保育所の利用希望の著しい増加、待機児童問題を招き、また、地域における連帯の希薄化とともに、家庭における子育ての閉塞化をもたらすことになった。つまり、在宅介護を支援するためのサービスがないために特別養護老人ホームに利用希望が殺到した、かつての高齢者問題と同じ問題を、「育児」もかかえることとなつたのである。

そして、その一方で、ひとり親家庭支援、子ども虐待や社会的養護、障害児の子育て支援など、いわゆる要援護家庭や要保護児童施設の計画的進展は運れをとることとなつた。

2 新たな政策の展開

(1) 次世代育成支援施策の展開

こうした問題認識から、2003（平成15）年度から、次世代育成支援という新しい考え方による少子化対策、子育て支援施策の推進が図られてきた。次世代育成支援とは、「家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代

を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援すること」（少子化対策推進関係閣僚会議）と定義される。

新たな子育て支援・次世代育成支援のための基本法には、いずれも2003（平成15）年に成立した少子化社会対策基本法・次世代育成支援対策推進法、改正児童福祉法の三本がある。

少子化社会対策基本法は、子育て支援・次世代育成支援の基本的考え方や推進方策などを規定した法律である。この法律に基づき、少子化社会対策大綱や子ども・子育て応援プランが策定された。

次世代育成支援対策推進法は、すべての都道府県・市町村に、2005（平成17）年度から5年を一期として、地域における子育て支援サービスを中心とする次世代育成支援地域行動計画の策定を義務づけた。また、国および地方公共団体等（特定事業主）ならびに従業員301人以上の事業主（一般事業主）も、育児休業や子どもの看護休暇などに関する事業主行動計画を策定しなければならないこととされた。

次世代育成支援対策推進法と同時に、改正児童福祉法も成立した。現在、地域における子育て支援サービスが十分でないため、保育所に利用希望が集中して待機児童問題が社会問題化していることをふまえ、改正児童福祉法においては、高齢者や障害者の介護におけるいわゆる在宅福祉三本柱の“子育て版”を子育て支援事業として法定化した。そして、市町村にそのコードイネートの役割・機能を付与した。この計画が、2005年度から全国の地方自治体でいっせいに開始されている。

こうして、子育て支援・次世代育成支援施設は、新たな局面を迎えるようとしている。

(2) 要保護児童福祉における市町村の役割強化

一方、深刻化する子ども虐待問題への対応や、社会的養護を必要とする子どもたちの福祉の増進を図ることなどを目的とした改正児童福祉法が2004（平成16）年に成立し、2005年4月から施行されている。

この法改正は、児童相談における市町村の役割強化が大きな特徴である。

児童相談に関して、市町村が第一義務的役割を担うことを法律上明確化すると共に、児童相談所の役割を要保護性の高い困難事例への対応などに重点化している。そのうえで、市町村を含む地方公共団体に要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会（要保護児童対策地域協議会）を設置することとし、地域の機関や施設、NPOなどがこのネットワークに参画することによって、皆の力で子どもや家庭を支援していくことをねらいとしている。

また、乳児院および児童養護施設の入所児童に関する年齢要件の見直し、

里親の権限規定の明確化、退所児童の自立支援の法定化など、社会的養護に関する制度改正・要保護児童に関する司法闇との見直しも行われている。

さらに、児童福祉法施行令や施行規則、児童福祉施設最低基準などの政省令の改正、児童相談所運営指針や子ども虐待対応の手引きなどの通知の改訂も行われ、市町村における児童相談の展開を図る市町村児童家庭相談援助指針、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針なども策定された。これらに基づき、2005（平成17）年度からは、要保護児童福祉分野においても、市町村をまきこんだ新たな体制整備がはじまつた。

II 保育制度改革の動向と保育の課題

1 保育制度改革の動向

こうした動向と同時に、保育制度改革も進められている。

(1) 少子化対策時代

まず第一に、1998（平成10）年度から施行された改正児童福祉法においては、保育所利用のあり方が、從来の職権保護（措置）から、利用者が保育所を選択して市町村に申し込む保育の実施方式に変更された。また、保育所に対し、地域の子育て家庭に対する子育て支援の努力義務が規定された。改訂保育所保育指針においても、保護者とのパートナーシップによる保育や子育て支援の拡充を求めている。

第二に、2000（平成12）年の社会福祉基礎構造改革に伴い施行された社会福祉法においては、保育所保育に以下の点が要請されることとなった。すなわち、

- ① 利用者の意向の尊重（第5条）
 - ② 関係機関との連携による総合的なサービス提供（第5条）
 - ③ サービスの質の向上と事業経営の透明性の確保（第24条）ならびにそのための保育所保育の質の評価（第78条）
 - ④ サービス情報の提供（第75条）
 - ⑤ 利用者からの苦情解決（第82条）
- などがあげられる。
- そして、これに基づいて児童福祉施設最低基準が改正され、保育所における苦情対応の義務や、都道府県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会の苦情に関する調査に対する協力義務なども定められた。
- 第三に、1999（平成11）年末にいわゆる新エンゼルプランが策定され、保育所には、
- ① 低年齢児の受け入れの拡充

② 多様なニーズへの対応

③ 子育て家庭支援

などが求められることとなった。

第四に、児童虐待の防止等に関する法律、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律が相次いで定められ、保育所に、被虐待児の早期発見努力義務や配偶者暴力に関する通報の努力義務、親子への支援などが必要とされるようになつた。子育て支援と共に、虐待などの早期発見と専門機関へのつなぎ、見守りなどの機能の發揮が必要とされたはじめたのである。

第五に、待機児童解消を主たる目的として、保育所保育に関する各種の規制緩和が次つぎと進められている。規制緩和は、施設・設備に関すること、人にに関すること、会計に関することが中心である。例えば、認可保育所の設置主体制限の撤廃、定員の彈力化、短時間勤務保育士の導入、分園方式の導入、賃貸方式の認容などがあげられる。

規制改革の動向は、保育所運営費の一般財源化や幼保の一元化といった新しい政策テーマを生み出しつつ、保育所を含む子育て支援関連施策の財源問題や、その利用のあり方に關する検討をもたらしている。

(2) 次世代育成支援施策時代

続いて、保育士の名称独占資格としての法定化と保育士業務の拡充、ならびにそのための新保育士養成課程の導入をあげることが出来る。2003(平成15)年に施行された改正児童福祉法は、保育士の業務について、「この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう」(第18条の4)と規定し、子どもの「保育」と保護者に対する「保育指導」を保育士の業務として定めている。

つまり、保育士の働く場所の規定を削除し、名称独占の規定により保育のプロとして認定し、さらに、保育と保育指導の二つをすべての保育士の業務としたのである。保育士を、いわゆる在宅福祉三本柱の担い手として期待しているがゆえの法整備にはかならない。

そして、これに併せて、守秘義務や信用失墜行為の禁止、相談・助言に関する学習の努力などについても規定された。これに呼応し、2002(平成14)年度入学生から適用されている新保育士養成課程においては、家族援助論や社会福祉援助技術(演習)の創設なども図られている。

さらに、これらを受けて2003年3月には、保育所、保育者の責務と倫理に関する宣言である全国保育士会倫理綱領も採択された。2005(平成17)

年度からは、児童福祉施設最低基準に、保育士の学習努力を施設長が後押しえべきことも規定されている。

そして最後に、前項で述べたとおり、2003(平成15)年の次世代育成支援対策推進法の制定ならばにそれに伴う児童福祉法改正があげられる。両改正法は、保育所に偏った子育て支援関連施策を見直し、すべての子育て家庭に対するサービスを拡充してこうとする政策転換を図っている。2004(平成16)年末の子ども・子育て応援プランには、いわゆる子育て在宅福祉三本柱の整備目標も規定されている。

なお、それらの一環として、2004年度からいわゆる「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」の検討が進められ、また、公設公営保育所の運営費負担金の一般財源化も実施された。2005(平成17)年度からは、次世代育成支援施策開通補助金が交付金化され、一部の保育関係費の一般財源化も進んだ。その途上にあっては、いわゆる税財政の三位一体改革の流れのなか、地方六団体の提案には、民間保育所運営費の国庫負担金の一般財源化も盛り込まれて、混亂に拍車がかかった。まさに、保育所保育の課題に対応する各種の制度改革が、矢張りばやに進められていよい状況である。

2 最新の動向

2004年から2005年にかけて、次世代育成支援施策に流れ込んだ水流は、保育所保育をさらに大きな改革の渦にまきこもうとしている。その水流とは、いわゆる三位一体改革、総合施設、障害者自立支援法の三つである。

(1) 三位一体改革が示したもの

2004年8月、地方六団体による国庫補助負担金廃止に係る提案は、次世代育成支援・保育の仕組みが、高齢者を含む成人の仕組みと大きく異なることを示した。

すなわち、サービス利用のあり方に関しては、行政による職権保護を中心とし、財政に関しては、税による事業者に対する補助負担金の仕組みとなっていることである。この仕組みは、契約を中心とし、社会保険と税を組み合わせ、利用者に対する個人給付を中心とする介護保険の仕組みとは全く異なっている。

このまま地方分権をととして次世代育成支援・保育財源が一般財源化されれば、子どもに対しては地方財源、成人・高齢者に対しては社会保険・国・地方財源となり、人間の一生を見通した福祉サービスが地方と国に分断されてしまうこととなる。

(2) 総合施設検討が示したもの

一方、幼保一元化や規制緩和を水源にもつといわゆる総合施設の水流も、次世代育成支援・保育施設の保健福祉部局と教育委員会による分断を浮かび上がらせた。しかも、保育所、幼稚園とも事業者に対する税による補助負担金制度であることは同様であるが、幼稚園利用は契約制度であり、また、就園奨励費という個人給付も導入されているなど、就学前保育・教育においても制度の相違が明確になってきたのである。

そのなかで、総合施設に関しては、利用者と事業者との契約利用方式が提言され、2005（平成17）年度から全国36か所でモデル事業が実施されている。

（3）障害者自立支援法が示したもの

さらに、利用者主権の動向から生じた社会福祉基盤構造改革により導入された支援費制度を改善する障害者自立支援法に、障害児福祉サービスの制度改革が盛り込まれ、障害児施設利用のあり方が、契約、個人給付制度と職権保護制度との二本立てとなる方向も示された。

子どもの施設サービス利用のあり方が、障害かそうでないかで分断されることとなつたのである。

（4）改革を求める声

こうした動向をふまえ、今後、保育界に対して、「障害児ですら、利用者と事業者が直接向き合う関係、個人給付によるサービス利用が提案されているのに、保育所利用が市町村との委託契約、事業主給付であり続けることが、本当に合理的といえるのか」「就学前保育・教育システムの一つである幼稚園や総合施設が契約システムなのに、保育所が市町村との委託契約システムを探り続けることが、本当に妥当なのか」といった疑問が、急速に高まつてくることも予想される。

2005年3月25日の規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）においても、保育所に対する直接契約入所、利用者に対する直接補助方式のあり方をめぐる検討の必要性が盛り込まれている。まさに、保育界の判断が問われる事態が到来することも予想されるのである。

3 次世代育成支援施策の行方

次世代育成支援施策の特徴は、成人、特に高齢者の施策と比較すると、①都道府県中心、②職権保護中心、③施設中心、④事業主給付中心、⑤税中心、⑥保健福祉と教育の分断、の六点があげられる。さらに歐米のシステムと比較すると、⑦限定的な司法闇戻しをあげることが出来る。

高齢者福祉と障害者福祉のシステム統合が将来の課題としてそじょうにほり、障害者自立支援法も成立した今、次世代育成支援施策体系も、①市町

村中心、②契約と職権保護のバランス、③施設と在宅サービスのバランス、④個人給付中心、⑤社会保険と税のバランス、⑥保健福祉と教育の統合、⑦積極的司法闇戻し、の方向を念頭に、再構築に向けて検討を開始することが必要と思われる。

冒頭述べたとおり、少子化対策は、年金・医療・介護充実のための手段として出発した経緯をもつ。そして、現在もなお、次世代育成支援施策はその水源を引きずっている。

これからの次世代育成支援は、「年金・医療・介護」と「少子化対策」に二分化されるのではなく、「年金・医療・育児・介護」の四つ葉のクローバーによって再構築されなければならない。それこそが、人間の一生を通じた福祉・安寧を保障することになるのである。保育所保育も、その一環として位置づけられることとなる。

4 保育所保育の新時代

こうしてみると、保育所保育は今後、新たな時代を迎える可能性がある。その際には、例えば「子どもは、人と人のつながりのなかでこそ健全な成長が図られる」との考え方のもと、すべての就学前の子どもに、保護者と共に、あるいは子どもだけ（保育が必要とする子どもや3～5歳児など）で一定の保育の時間を保障するという構想（私はこれを「基本保育」と呼んでいる）なども、これから検討されてよい。

今後は、地域子育て支援、保育、児童手当などの子育て支援に関連する既存の施策を全体として見直し、「社会連帯による子どもと子育て家庭の育成・自立支援」を基本理念とする次世代育成支援システムの再構築を進めていくことが必要である。また、育児保険構想が提案され、次世代育成支援のための財源確保も、緊急の政策課題として浮かび上がつてきている。

そうした状況のなか、保育所制度のあり方や保育所保育の本質、保育内容自体も、社会や時代から問われつつあるのである。早急に、保育所制度の再構築に向け、保育界からの検討、発信が必要とされる。風が吹いてから帆を用意しても、もう間に合わないのである。

【参考文献】

- (1) 柏女靈峰他「次世代育成支援と保育」全国社会福祉協議会／2005年
- (2) 柏女靈峰他「子ども家庭福祉サービス供給体制のあり方にに関する総合的研究」「平成16年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業、報告書）／2005年
- (3) 柏女靈峰「保育所改革の動向」「保育の友臨時増刊号・「保育の友」50年、これから」の保育の未来をさぐる」全国社会福祉協議会／2004年
- (4) 柏女靈峰「子育てと保育者の役割」フレーベル館／2003年
- (5) 柏女靈峰編著「市町村発子ども家庭福祉」ミネルヴァ書房／2005年

図【次世代育成支援対策体系】

少子化対策から次世代育成支援対策へ —子ども家庭福祉改革の行方を見据えて—

日本子ども家庭総合研究所子ども家庭政策研究担当部長 棚田 嶺峰

少子化、次世代育成支援、児童福祉法、子ども家庭福祉

1. 次世代育成支援・子ども家庭福祉改革の動向

平成17年4月から、わが国の子ども家庭福祉¹⁾は、改革の助走を開始することとなった。それは、戦後まもなく創られた「都道府県を中心とした職権保護による施設サービスの提供」を中心とするシステムから、「市町村・地域を中心とした利用者主体の包括的福祉サービスシステムの提供」を中心とするシステムへの改革の助走といえるだろう。平成12年のいわゆる社会福祉基礎構造改革の理念であった「バーナリズムからパートナーシップへ」とのスローガンが、ようやく子ども家庭福祉を巻き込むようとしているのである。

それは、多くの人が当たり前のように福祉サービスを利用し、また、多くの人が、これまで当たり前のように福祉サービスの担い手となる福祉の「普遍化」を意味する。しかしながら一方で、介入やサービスを強制的に拒む利用者に支援を届け、また、困難な生活課題を抱える利用者を長期に渡ってケアし、さらには専門的に支援するシステムの確立、すなわち福祉の「専門化」も必要である。特に、子ども家庭福祉においては、子ども自らが進んで福祉サービスの利用主体となることができないという特性から、公的責任、パートナリズムの視点が重視されなければならない。

少子化や子ども虐待の顕在化、育儿の孤立化は、これまでの都道府県、職権保護、施設を中心とする子ども家庭福祉システムの限界を示している。

いわゆる既制三位一体一体改革や総合施設の検討、障害者自立支援法案にともなう障害児福祉サービスの利用制度の変更など子ども家庭福祉の基盤構造をめぐる改革動向も、現行システムの限界を克服するための歩みの一環と捉えがでできる。今こそ、「普遍化」と「専門化」という二つの理念を両立させた新たなシステムを、創造していくことが必要とされている。本稿では、こうした方向を展望しつつ、少子化対策から次世代育成支援策に至る歩みを絶活し、今後の次世代育成支援、子ども家庭福祉の歩むべき道筋を考察することとする。

2. 少子化対策がもたらしたもの

(1) 少子化対策の始まり
平成2年6月、平成元年の合計特殊出生率が統計史上最低を更新する1.57となつたことが公表される。すると、高齢化社会の基盤整備を進め老人福祉法等の一部を改正する法律の審議中であった国会は大きなショックに見舞われた。これがいわゆる1.57ショックである。以後、子育ち・子育て支援策は「少子化対策」として、いわゆる「年金・医療・介護」を下支えする施策としての歩みを始める。少子化対策は平成6年のエンゼルプランに結実し、さらに平成11年の新エンゼルプランへと引き継がれていく。

(2) 少子化対策の結果
少子化対策は、その性格上、いわゆる一般的な

子どもの育ちを応援し、一般的な家庭の下育てを応援し、さらに働き手を増やすことが主眼となつた。その結果、仕事を主とする両立支援を図る社会貢献があり、かく、保育に欠ける子どもの福祉を図る児童福祉施設である保育所の利用希望の著しい増加、特に児童問題を招き、また、地域における児童の希望が殺到した、かつての高齢者問題と同じ問題を「育児」も抱えることの開拓化をもたらすことになった。つまり、在宅相談・支援するためのサービスがないために特も虐待・人権・人に利川希望が殺到した、かつての高齢者問題と同じ問題を「育児」も抱えることの開拓化をもたらすことになった。

そして、そこで、ひとり親家庭支援や子ども虐待や社会的養護、障害児の子育て支援などいわゆる要保護家庭や要保護児童施策の計画的進展は遅れることとなつていった。

3. 新たな政策の展開

(1) 次世代育成支援施策の展開
こうした問題認識から、平成15年度から、次世代育成支援といふ考え方による少子化、子育て支援施策の推進が図られている。次世代育成支援とは、「家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援すること」(少子化対策推進関係閣僚会議)と定義される。

新たな子育て支援・次世代育成支援のための基本法には、いすれも平成15年に成立した少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法、改正児童福祉法の3本がある。少子化社会対策基本法は、子育て支援・次世代育成支援の基本的考え方や推進方策などを規定した法律である。この法律に基づき、少子化社会対策大綱や子ども・子育て応援プランが策定された。

次世代育成支援対策推進法は、すべての都道府県、市町村に、平成17年度から5年を1期として、地域における子育て支援サービスを中心とする次世代育成支援地域行動計画の策定を義務つけた。また、国及び地方公共団体等(特定事業主)並びに従業員301人以上の事業主(一般事業主)も、

育児休業や子どもの看護休暇などに関する事業主行動計画を策定しなければならないこととされた。

次世代育成支援対策推進法と同時に、改正児童福祉法も成立した。現在、地域における子育て支援サービスが十分でないため、保育所に利用希望が集中して待機児童問題が社会問題化していることを踏まえ、改正児童福祉法においては、高齢者や障害者の介護におけるいわゆる在宅福祉三本柱の子育て版を子育て支援事業として法定化した。

そして、市町村にそのコーディネートの役割・機能を付与した。この計画が、平成17年度から全国の地方自治体で一斉に開始されている。こうして、子育て支援・次世代育成支援施策は、新たな局面を迎えるようとしている。

(2) 要保護児童福祉における市町村の役割強化

一方、深刻化する子ども虐待問題への対応や社会的養護が必要とする子どもたちの福祉の増進を図ることなどを目的とした改正児童福祉法が平成16年に成立し、翌年4月から施行されている。

この法律は、児童相談における市町村の役割強化が大きな特徴である。児童相談に関し市町村が第一義的役割を担うことを法律上明確化するとともに、児童相談所の役割を要保護性の高い困難事例への対応等に重点化している。そのうえで、市町村を含む地方公共団体に要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会(要保護児童対策地域協議会)を設置できることとし、地域の機関や施設、NPOなどがこのネットワークに参画することによって、みんなの力で子どもや家庭を支援していくことをねらいとしている。

5. 新たな動向が示すもの

(1) 三位一体改革が示したもの

する年齢要件の見直し、里親の権限規定の明確化、退所児童の自立支援の法定化など社会的養護に関する制度改正、要保護児童に関する司法闘争の見直しも行われている。

児童福祉法施行令や施行規則、児童福祉施設最低基準などの政省令の改正、児童相談所運営指針や子ども虐待対応の手引きなどの通知の改訂も行なわれ、市町村における児童相談の展開を図る市町村児童家庭相談援助指針、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針なども策定された。これらに基づき、平成17年度からは、要保護児童福祉分野においても、市町村を巻き込んだ新たな体制整備が始まつた。

4. 新たな動向

平成15年の次世代育成支援対策推進法の制定並びにそれにともなう児童福祉法改正は、保育所に偏った子育て支援関連施策を見直し、すべての子育て家庭に対するサービスを拡充していくことをとする政策である。平成16年改正児童福祉法とともに市町村の役割強化や同年末の子ども・子育て応援プランにおける、いわゆる子育て在宅福祉三本柱の整備目標設定も画期的のことであった。

そして、それらの一環として、今後の次世代育成支援・子ども家庭福祉サービス供給体制のあり方を根底から見直す新たな動きも始まっている。すなわち、平成16年度から進められている「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」の検討もそのひとつである。また、平成16年度の公設公営保育所の運営費負担金の一般財源化、同17年度からの次世代育成支援施策関連補助金の交付金化を導き出したいわゆる税制三位一体改革、障害児の施設入所サービスの利用方法を成人と同様の契約方式とする改正を盛り込んだ障害者自立支援法案の国議会上程などがそれに当たる。まさに、これまでの子ども家庭福祉サービス供給体制の基礎構造の変革につながる改革が、矢継ぎ早に進められているといってよい状況である。

6. 次世代育成支援・子ども家庭福祉施策の

(2) 総合施設検討が示したもの
一方、幼保一元化や規制緩和を水源にもついたる総合施設の水流も、次世代育成支援・保育施設の保健福祉部局と教育委員会による分断を浮かび上がらせた。しかも、保育所、幼稚園とも事業者に対する税による補助負担金制度であることは同様であるが、幼稚園利用は契約制度であり、就学前保育・教育でも制度の相違が明確になってきたのである。その中で、総合施設に関しては、利用者と事業者との契約利用方式が提言され、平成17年度から全国36か所でモデル事業が開始されている。

(3) 障害者自立支援法案が示したもの
さらに、利用者主義の動向から生じた社会福祉基礎構造改革により導入された支援費制度を改善する障害者自立支援法案に、障害児福祉サービスの制度改革が盛り込まれ、障害児施設利用のあり方が契約・個人給付制度と職能保護制度との二本立てとなる方向も示された。子どもの施設サービス利用のあり方が、障害者かそうでないかで分断されることになったのである。

また、乳児院及び児童養護施設の入所児童に関する年齢要件の見直し、里親の権限規定の明確化、退所児童の自立支援の法定化など社会的養護に関する制度改正、要保護児童に関する司法闘争の見直しも行われている。

児童福祉法施行令や施行規則、児童福祉施設最低基準などの政省令の改正、児童相談所運営指針や子ども虐待対応の手引きなどの通知の改訂も行なわれ、市町村における児童相談の展開を図る市町村児童家庭相談援助指針、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針なども策定された。これらに基づき、平成17年度からは、要保護児童福祉分野においても、市町村を巻き込んだ新たな体制整備が始まつた。

ていることである。この仕組みは、契約を中心とし、社会保険と税を組み合わせ、利用者に對する個人給付を中心とする介護保険の仕組みとはまったく異なっている。このまま地方分権を是として次世代育成支援・保育財源が一般財源化されれば、子どもは地方財源、成人・高齢者は社会保険・国・地方財源となり、人間の一生を見通した福祉サービスが地方と国に分断されてしまうこととなる。

母子保健情報 第52号 (2005年11月)

ていることである。この仕組みは、契約を中心とし、社会保険と税を組み合わせ、利用者に對する個人給付を中心とする介護保険の仕組みとはまったく異なっている。このまま地方分権を是として次世代育成支援・保育財源が一般財源化されれば、子どもは地方財源、成人・高齢者は社会保険・国・地方財源となり、人間の一生を見通した福祉サービスが地方と国に分断されてしまうこととなる。

母子保健情報 第52号 (2005年11月)

ていることである。この仕組みは、契約を中心とし、社会保険と税を組み合わせ、利用者に對する個人給付を中心とする介護保険の仕組みとはまったく異なっている。このまま地方分権を是として次世代育成支援・保育財源が一般財源化されれば、子どもは地方財源、成人・高齢者は社会保険・国・地方財源となり、人間の一生を見通した福祉サービスが地方と国に分断されてしまうこととなる。

母子保健情報 第52号 (2005年11月)

高齢者福祉と障害者福祉のシステム統合が将来の課題として俎上にのぼり、障害者自立支援法案が検討されている今、次世代育成支援・子ども家庭福祉施設体系も、①市町村中心、②要介護と職権保護のバランス、③施設と在宅サービスのバランス、④個人給付中心、⑤社会保険と税、⑥保健福祉と教育の統合、⑦権限的司法関与、の方向を念頭に、再構築に向けて検討を開始することが必要である。

冒頭に述べたとおり、少子化対策は、年金・医療・介護充実のための手段として出発した経緯をもつ。そして、現在もなお、次世代育成支援施策はその水源を引きずっている。

これから的是次世代育成支援・子ども家庭福祉は、「年金・医療・介護」と「少子化対策」に二分化されるのでなく、「年金・医療・育児・介護」の四つ葉のクローバーによって再構築されなければならない。それこそが、人間の一生を通じた福祉・安寧を保障することになるのである。最後に、これらをまとめたのが図である。

註1) 本稿においては、次世代育成支援施策の主たる子ども家庭福祉分野と保健児童福祉分野とが統合された施策体系を子ども家庭福祉と呼ぶ。なお、次世代育成支援施策体系と子ども家庭福祉施策とは体系が異なっているが、ここでは紙幅の関係でその問題は取り上げず、両施策体系を並行して用いることとする。

- 〈文献〉

 - 1) 柏女・靈峰 「次世代育成支援と保育」 全国社会福祉社協議会 (2005)
 - 2) 柏女・靈峰ほか「子ども家庭福祉サービス供給体制のあり方に関する総合的研究」、「平成16年度厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)報告書」 (2005)
 - 3) 柏女・靈峰 「次世代育成支援と保育の課題」、「保育年報 2005」 全国社会福祉協議会 (2005)
 - 4) 柏女・靈峰 「子育て支援と保育者の役割」 フレーベル館 (2003)
 - 5) 柏女・靈峰 「市町村発子ども家庭福祉」 ミネルヴァ書房 (2005)

*

*

*